

人権 Café Vol.6



民医連新聞発行所 全日本民主医療機関連合会 発行人 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460 URL https://www.min-iren.gr.jp/ 監修/明日の自由を守る若手弁護士会の

国際人権規約では、**健康権**を「すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利」と定めています。



その内容は、単に「病気でない」とか「弱っていない」ということでなく、すべての人がヘルスケアに必要な施設、物資、サービスを利用できるよう、それらが量質ともに十分に確保され、差別なくアクセスできるということです。

また健康権は、安全な水や食品、住居、環境、労働、教育、情報へのアクセスなど、健康の基礎となる前提条件に及ぶ内容を持っています。「人権としての社会保障」はその大事な柱です。でも日本の現実……。



全日本民医連HP 「人権Café」



医療 介護の現場で考える人権



※「仮放免」とは、取容令書又は退去強制令書によって取容されている外国人について、請求又は職権によって一時的に取容を停止し、身柄の拘束を仮に解く措置のこと。就労、医療保険加入は認められない。住む場所の指定、定期的な入管への出頭義務、行動範囲の制限がある。

Aさんは50代のイラン人男性。30年前に来日し車の販売やレストランなどで働き、在留資格も医療保険加入もできていました。日本人女性と結婚し1男1女をもうけました。2015年頃離婚。失職とも重なり在留資格変更手続きが遅延し資格喪失、現在仮放免扱いになっています。2017年10月、腰痛が続く外国人支援団体を通じて当院を受診され、無料低額診療事業を利用し短期間の治療と考えていましたが、4年たった今でも原因がわからない状態が続く、神経内科で治療継続しています。受診当初は普通に歩行できていましたが、現在は下肢のしびれや痛みが増強し杖歩行となっています。現在20代の息子のアルバイト収入だけで生活し、一向に改善しない病状と生活状況に焦りや不安を抱えながら療養生活を送っています。

仮放免の外国人は、働けず、医療機関も選べません

公益社団法人 京都保健会
京都民医連中央病院医療福祉課 SW 倉本理香

私は、人権を主張する石川の会(JSK)の事務局として、29都道府県で千人以上がたたかう生活保護基準引き下げ違憲訴訟「いのちのとりで裁判」の原告支援をしていますが、生活保護基準引き下げは憲法25条違反だと訴えています。この間、「国民感情」や「国の財政状況」から生活保護基準引き下げは妥当であるという不当判決が出されています。裁判では被告である国側の代理人が、「生活保護受給者なのだから」と人間の尊厳や人格を否定する尋問を行い、傍聴しながら怒りに震えることが多々ありました。私たちが「生活保護を受けているのに」という枕詞をつけて「パチンコばかりしている」「お酒ばかり飲んでいいる」などという言葉を、日常診療や生活の場で耳にすることが口にするのではないのでしょうか。なぜ、そのようなことが起こるのでしょうか。私たちの中にも、生活保護に対する劣等感や感情はないのでしょうか。

生活保護は権利 「いのちのとりで裁判」の原告支援を通して
公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院
医療福祉連携相談課 SW 吉原和代

人権基礎講座 6 人権を守るしくみ

Q.11 人権が守られるために国際的にはどんなしくみがあるのでしょうか？

条約に人権が書き込まれても、実際に人権が保障されなければ「絵に描いた餅」になってしまいます。そこで、それぞれの国の状況を検討し、各国に対して具体的に意見を述べ勧告をするしくみのひとつとして、中核的人権条約(Q9参照)ごとに委員会と呼ばれる条約機関が設けられています。それらの委員は、独立した個人の資格で選ばれる専門家です。

委員会の活動として、①定期的に加盟国政府が提出する報告書を審査して委員会としての意見を述べ勧告をする、②加盟国が同意する場合、その国内の個人から委員会に出された人権侵害に関する通報について審査し判断を公表する、などがあります。日本は、②については受け入れていません。

①の委員会による政府報告書の審査では、日本政府にもさまざまな意見や勧告が出されてきました。たとえば、選択議定書を批准して個人通報制度を確立すべきこと(Q10参照)、ヘイトスピーチを禁止すること、ジェンダー平等を推進すること、生活保護の申請手続きを簡素化することやスティグマ(差別・偏見)を払拭する住民教育を行うこと、競争的でストレスの多い学校教育の問題など多岐にわたっています。

こうした委員会の審査にあたっては、政府からの報告書だけでなく、その国の人権擁護のために活動する民間団体(NGO)から寄せられる情報が信頼性の高いものとして重視され、それらをふまえて政府代表に公開で質問が行われています。

Q.12 日本における人権保護の問題点は？

日本では人権問題の早期解決の仕組みとして、児童相談所や労基署など、大小様々な行政機関があります。こうした個別の仕組みで解決できなかった場合に、被害者の訴えを受けた裁判所が最後の砦として救済します。しかし、この体制は万全とはいえません。

まず、これらの行政機関は慢性的な予算と人員の不足で十分な活動ができていません。社会権規約や子どもの権利条約は、人権実現のために国が資源(予算)を最大限に活かして措置を講じることを求めています。大企業への法人税引下げや、オリンピックへの数兆円の投入を見ると、日本政府に足りないのはお金ではなく、人権を守るためにお金を使う視点であると言わざるを得ません。

次に、日本の裁判所の使い勝手の悪さという問題があります。日本の裁判所は、具体的な被害が発生して初めて事件を取り扱うのが原則です。被害の発生前から「この制度は違法だ」と訴えても取り合ってもらえません。また、裁判は市民にとって難解で、時間と費用もかかるため気軽には利用できず迅速な解決は期待できません。

そこで理想的なのは、人権問題のみを幅広く迅速に扱う専門機関(国内人権機関と呼ばれる)を設置することです。例えばイギリスの人種平等委員会やスウェーデンの機会均等オンブズマンなど、このような機関を置く国・地域も多数あります。日本も、国連からそのような機関の設置を勧告されていますが、いまだ作られていません。また、Q9で述べたように、各人権条約が定める個人通報制度についても日本は批准していません。<つづく>